

恵訪問看護ステーション
重要事項説明書・利用契約書
(医療保険) (令和7年12月)



恵訪問看護ステーション
〒666-0104 川西市笠部2丁目15-3-204
TEL072-768-7920 FAX072-768-7930

重要事項説明書（医療保険）

この重要事項説明書は、指定訪問看護サービス提供開始にあたり、契約を締結する前に、ご注意、ご理解いただきたい内容を説明するものです。

この「重要事項説明書」は、厚生労働省令の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	Tender Link 株式会社
代表者氏名	代表取締役 村岡 恵子
本社所在地	〒666-0245 兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘4丁目7-2
法人設立年月日	2025年8月26日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	恵訪問看護ステーション
訪問看護事業所番号	2863190449
事業所所在地	〒666-0104 兵庫県川西市 笹部2丁目15-3-204
連絡先 相談担当者名	TEL 072-768-7920 FAX 072-768-7930 管理者 村岡 恵子
事業所の通常の 事業の実施地域	通常のサービスの実施地域は、川西市、猪名川町、一部周辺地域（伊丹市、宝塚市、池田市、豊能町）とします。

(2) 事業の運営の方針

運営の方針	(1) サービスの提供にあたって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 (3) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 (4) サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明することに努め、サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。 (5) 前4項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準などに関する条例」（平成24年兵庫県条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	9時00分から18時00分 常時24時間、電話等により連絡可能な体制とします。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	9時00分から18時00分

(4) 事業所の職員体制

責任者	村岡 恵子
-----	-------

	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 9 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 10 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤 2名 (うち、管理者1名兼務) 非常勤 2名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状など全身状態の観察 ② 清潔の援助 ③ 食事・栄養および排泄など日常生活療養上の世話 ④ 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理などの医療処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ 緩和ケア ⑦ 家族への療養上の指導・相談 ⑧ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービス利用料について

医療保険
【基本利用料】
＜月の初日＞

負担割合	基本療養費 (5,550円)	+	管理療養費 (7,670円)	=	自己負担額
1割	555円	+	767円	=	1,322円
2割	1,110円	+	1,534円	=	2,644円
3割	1,665円	+	2,301円	=	3,966円

<月の2日目以降1日につき>

負担割合※1		基本療養費 (5,550円/6,550円)	+	管理療養費 (3,000円)	=	自己負担額
週3日 目まで	1割	555円	+	300円	=	855円
	2割	1,110円	+	600円	=	1,710円
	3割	1,665円	+	900円	=	2,565円
週4日 目以降	1割	655円	+	300円	=	955円
	2割	1,310円	+	600円	=	1,910円
	3割	1,965円	+	900円	=	2,865円

※：1 医療保険による訪問は原則1回/日・3回/週までです。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、また急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合、複数回・週4日以上の訪問が可能です。

【 加算 】

(円)

項目	サービス内容	自己負担額		
		1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合に算定	2回/日	450	900
		3回以上/日	800	1,600
緊急訪問看護加算	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り算定	265	530	795
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に、週1日(15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日)を限度として算定	520	1,040	1,560
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合に、1日につき算定 厚生労働大臣が定める者	180	360	480
	上記以外の場合	130	260	390
複数名訪問看護加算	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定	看護師・PT等(1回/週) 准看護師(1回/週) 看護補助者(3回/週)	450 380 300	900 760 600
				1,350 1,140 900
夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	210	420	630
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	420	840	1,260

(円)

項目	サービス内容	自己負担額			
		1割	2割	3割	
24時間対応体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定	680	1,360	2,040	
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施	・ 在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導を受けている ・ 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	500	1,000	1,500

	に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	<ul style="list-style-type: none"> 自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている 人工肛門又は人工膀胱を設置している 真皮を越える褥瘡 訪問点滴注射管理指導料を算定している。 	250	500	750
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定	800	1,600	2,400	
特別管理指導加算	特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合に算定	200	400	600	
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定 厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	800	1,600	2,400	
	上記以外の場合	600	1,200	1,800	
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養必要な指導を行った場合に月1回に限り算定	300	600	900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定	200	400	600	
情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定	150	300	450	
ターミナルケア療養費	在宅での終期末の看護の提供を行った場合、また、主治医の指示により、利用者の死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定	2,500	5,000	7,500	

※ 24時間対応体制加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算 5000円は①に、特別管理加算 2500円は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算されます。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア療養費は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

※退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を

超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

- ※ 主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は5km以上で1000円、10km以上は2000円を請求します。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日17時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日のご連絡の場合	利用料の100%を請求いたします。
③ エンゼルケア	死後に行う処置、保清、エンゼルメイクなどの全ての死後ケア	25,000円

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者にお届け（訪問時に持参もしくは郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、必要時領収書をお渡ししますので、お申し出ください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 1 か月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

<p>利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。</p>	<p>ア 相談担当者氏名 村岡 恵子 イ 連絡先電話番号 072-768-7920 同ファックス番号 072-768-7930 ウ 受付日及び受付時間 平日午前 9 時～午後 6 時</p>
------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- （1）サービスの提供に先立って、各種保険証を確認させていただきます。保険証に記載された内容・住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （2）主治医の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- （3）サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 村岡 恵子
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
(6) 虐待防止のための指針を作成します。
(7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行ないません。ただし自傷・他害などの恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶところが考えられるときには、利用者に対して説明し同意を得た上で次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行なうことがあります。その場合には身体拘束を行なった日時理由および対応などについての記録を行ないます。また事業者として身体拘束をなくして行くための取り組みを積極的に行います。

- (1)緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人、または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りますに限ります。
(2)非代替性：身体拘束以外に利用者本人、または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限ります。
(3)一時性：利用者本人、または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなつた場合は直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らし
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医氏名 :	連絡先 :
ご家族氏名 :	連絡先 :
居宅介護支援事業所 :	
担当者 :	電話番号 :
住所 :	

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	身体賠償・対物賠償・人格権侵害・初期対応費用・うち見舞金・見舞い品

1.3 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.4 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.5 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1.6 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.7 業務継続計画の策定など

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に関わる業務継続計画を作成します。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ③ 感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

1.8 衛生管理等

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修および訓練を実施します。
- ④ 看護職員などの清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行ないます。
- ⑤ 指定訪問看護事業所の設備及び備品などについて衛生的な管理に努めます。

1.9 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお

伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先 : _____)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3) その他の費用

① 交通費の有無	
② キャンセル料	

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

2.0 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ③ 特に事業者に対する苦情である場合には、相手の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
- ④ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

ア管理者を中心として相談苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。イ文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。

ウ利用者に渡した文書と同様の文書を居宅介護支援事業者にも渡し、苦情または相談の状況について報告する。

エ市や国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って、必要な改善を行ったことを報告する。

オ事業実施マニュアルに改善点を追記し、全職員に周知することで再発の防止を図る。

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】

所在地 兵庫県川西市笹部2丁目15-3-204

名称 恵訪問看護ステーション

担当者 村岡 恵子

電話番号 072-768-7920

FAX番号 072-768-7930

受付時間 午前9時から午後6時

【市町村（保険者）の窓口】

川西市役所

所在地 〒666-0016 兵庫県川西市中央町12-1

福祉部介護保険課

電話番号 072-740-1148

受付時間 午前9時から午後5時（土日祝休み）

【公的団体の窓口】

兵庫県国民健康保険団体連合会

所在地 〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801号

電話番号 078-332-5601

2.1 サービス利用にあたっての禁止事項について利用者、家族、関係者などにおいて次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 従業者に対して行う、暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- ③ サービス利用中に従業員の写真や動画撮影・録音などを無断で行うこと。

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在 地	兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘4丁目7-2
	法 人 名	Tender Link 株式会社
	代表者名	村岡 恵子 印
	事 業 所 名	恵訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、利用者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する法令に基づき私に行う居宅介護/訪問介護サービスを円滑に実施するため、担当者会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容(例示)

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・その他の情報

※ 「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをおいいます。

令和　　年　　月　　日

Tender Link 株式会社
恵訪問看護ステーション 御中

(利用者) 住所
　　氏名

※代筆の場合、代筆者の住所・氏名を併記すること。

(代理人) 住所
　　氏名

医療保険での訪問看護サービスに係る加算及び同意書

特別訪問加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算	特別管理加算
在宅悪性腫瘍患者管理 在宅気管切開患者指導加算 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態 (月 5000円)	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導加算 在宅血液透析指導加算・在宅中心静脈栄養法指導加算 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導 在宅肺高血圧症患者指導加算 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 (月 2500円)

24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡できる体制にあり、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合1月に1回加算されます。

緊急訪問を行うと更に緊急時訪問加算が加算されます。

24時間対応体制加算のお申込み

年	月	日	付で訪問看護をお申込みされました。
(利用者名)	様に対し、年月日より		
24時間対応体制加算にかかる訪問看護を実施いたします。			

退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

退院支援指導加算

退院当日に訪問看護が必要であると認められ、居宅等に訪問して療養上必要な指導等を行った場合に加算されます。

在宅患者連携指導加算

訪問看護師が訪問診療を実施している医療機関を含め、歯科訪問診療または訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月に2回以上情報共有を行い、指導を行った場合に加算されます。

□ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

状態の急変や診療方針の変更に伴い、保険医療機関の医師の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護師が参加して、共同で指導を行った場合に加算されます。

□ 訪問看護情報提供療養費①、②、③

①利用者の居住地の市区町村、義務教育諸学校、保険医療機関等に訪問看護の情報を提供した場合に算定されます。保健福祉サービスとの連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進する事を目的とするもので健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービスも含む）等の福祉サービスを有効に提供する事を目的とし市区町村が情報提供を求めているものです。

②医療ケアが必要な小児の入学時や転学時に訪問看護ステーションから学校への医療的ケア等の情報提供を行います。

③保険医療機関、介護老人保健施設または介護医療院に入院・入所する利用者の訪問看護にかかる情報を提供する場合に算定されます。

□ 訪問看護ターミナルケア療養費 1

在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡前14日以内（15日間）に2回以上の訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナル支援体制について利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に加算されます。
(ターミナルケア実施後、24時間以内に在宅で死亡した場合を含みます)

□ 訪問看護ターミナルケア療養費 2

特別養護老人ホーム等で死亡した入所者で当該施設の看取り介護加算等を算定している利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡前14日以内（15日前）に2回以上の訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナル支援体制について利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に加算されます。

□ 難病等複数回訪問看護加算

厚生労働大臣が定める疾病等（別表第7※1・別表第8※2）の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者で、1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合に加算されます。

□ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して90分の訪問看護に連続して長時間の訪問看護を行う場合、1回の訪問看護につき加算されます。

□ 乳幼児加算

乳幼児（6歳未満）の利用者に訪問看護を行う場合、1日に1回算定されます。

□ 複数名訪問看護加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

下記の該当者となる利用者に、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った時に加算されます。

イ 別表第7に掲げる者（厚生労働大臣の定める疾病等）

ロ 別表第8に掲げる者（特別管理加算の対象者）

ハ 特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者

ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

- ホ 利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる者（看護補助者の場合に限る）
- ヘ その他利用者の状況から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（看護補助者の場合に限る）

夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算

夜間（午後6時から午後10時までの時間）または早朝（午前6時から午前8時までの時間）深夜（午後10時から翌6時まで）に訪問看護を行った場合1日につきそれぞれ1回ずつ加算されます。

訪問看護サービスの開始にあたり、訪問看護にかかる加算等の説明を受けました。

説明者

年 月 日

事業所 恵訪問訪問看護ステーション 様

利用者 _____ 印

ご家族（代理人） _____ 印

利用者及び同意者住所 _____

利用者との続柄 _____